瀬戸内学園短期入所　運営規程

(目的)

第１条　障害者支援施設　瀬戸内学園(以下「事業所」という。)が併設して運営する瀬戸内学園短期入所(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下障害者総合支援法という）の理念に基づき、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて一時的に必要な保護を適切に行うことを目的とする。

(運営方針)

第２条　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者の自立した地域生活が維持できるように支援する。

２　サービスの提供に当たっては、地域や家庭及び関係の機関と密接な連携のもとに行う。

(事業所の名称等)

第３条　事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　　瀬戸内学園短期入所

所在地　岡山県倉敷市連島町矢柄 6092 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第４条　事業に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　　１名

管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　医　師　　１名　(非常勤)

医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

三　支援員　　１名以上

支援員は、利用者の保護・相談及びその援助等の支援を行う。

四　看護師　　１名以上

看護師は、利用者の健康状態を把握し必要な措置を行う。

五　調理員　　１名以上

栄養士の作成した献立表に従った調理に従事する。

(利用定員)

第５条　事業の利用定員は、次のとおりとする。

一　利用定員　　４名

(事業の内容)

第６条　事業の内容は、次のとおりとする。

一　利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた一時的な保護。

二　利用者又はその家族への相談、必要な助言その他の援助。
三　適切な方法による入浴、清拭。
四　栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供（地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するように努める）。
五　利用者の健康管理。
六　その他必要な保護。

(利用者から受領する費用の額)
第７条　事業を利用した場合の利用者等から受領する利用料は厚生労働大臣が定める額とし、当該サービスが法定代理受領であるときは、原則その１割とする。但し、市町村長が定める負担上限月額の範囲において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
２　前項の他、障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
一　食事の提供に要する費用　1 日につき朝食 450 円　昼食 620 円　夕食 650 円
二　光熱水費　　1 日につき　　30 円
三　利用者の希望・選択により発生するサービスの利用料(重要事項説明書に記載の通り)
３　その他、日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる者の支払いを利用者から受けることができるものとする。
４　第２項及び３項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得なければならない。
５　利用者は、月額利用料を翌月の請求日から月末まで支払うこととする。（支払方法の詳細は重要事項説明書に則る。）
６　費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)
第８条　通常の送迎実施地域は、倉敷市内の地域とする。

(主たる利用対象者)
第９条　知的障害者の障害特性をふまえたサービスの専門性を確保するため、主たる利用者を知的障害者とする。

(事業の損害賠償)
第 10 条　利用者に対する事業者のサービス提供により、事業者の責任と認められる事故が発生した場合は、速やかに損害賠償に応じる。

(事業の利用に当たっての留意事項)
第 11 条　利用者が故意又は過失により事業所に損害を与えた場合、その賠償については、利用者及びその家族、後見人等と事業者が協議して決定する。

(緊急時における対応方法)

第 12 条　事業の職員は、施設の利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は近隣救急医療機関に連絡・受診する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　前項の他、その必要が生じた場合は速やかに家族、後見人等に連絡を行うとともに必要な措置を構ずるものとする。

(非常災害対策)

第 13 条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとにその規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に管理者、従業者及び職員に周知させることとする。

２　　事業所は、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行い、利用者及び職員に対して防災意識の高揚とその対処の習慣化を図るものとする。

(表簿等の整備)

第 14 条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸表簿を整備しておくこととする。また、利用者に対する指定短期入所サービスの提供に関する諸記録を整備するとともに、そのサービスを提供した日から５年間保存するものとする。

(秘密保持)

第 15 条　事業の職員は、業務上知り得た利用者並びにその家族に関する秘密を正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

２　職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（苦情解決）

第 16 条　利用者等からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、速やかに事実関係を調査し、その処置については、速やかに利用者に報告するものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第 17 条　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講ずる。

２　職員は、利用者に対し、就業規則・行動基準に定められているような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

３　虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、自治体への速やかな通報及び自

治体が行う調査への協力を行う。

(身元引受人)

第 18 条　事業者は、利用者に対し身元引受人を求める場合がある。ただし、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由がある場合は、その限りではない。

２　身元引受人の責任については、契約書に基づくそれに関する事項とする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第 19 条　事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第 2 の 3 に規定する地域生活支援拠点等として、短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う「緊急時の受け入れ・対応」の機能を担う。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条　利用にあたっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、重要事項説明書、利用契約書及びサービス利用説明書を交付して説明を行い、利用者との合意の上、利用契約書を締結するものとする。

２　事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備するものとする。

新任研修・1 年研修・1 年以上研修・全体研修・職務研修等

３　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人瀬戸内福祉事業会と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則　　この規程は、平成 15 年　4 月　1 日から実施する。

平成 18 年　4 月　1 日　一部改正

平成 22 年　4 月　1 日　一部改正

平成 23 年　4 月　1 日　一部改正

平成 25 年　5 月 28 日　一部改正

平成 26 年　4 月　1 日　一部改正

平成 27 年　5 月 27 日　一部改正（4 月 1 日より適応）

平成 29 年　6 月　1 日　一部改正

令和　4 年　6 月　1 日　一部改正